

マンションの防犯診断運用要領

特定非営利活動法人 神奈川県防犯セキュリティ協会

制定 平成26年 3月 3日

改定 令和 元年 11月 27日

改定 令和 7年 7月 1日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人神奈川県防犯セキュリティ協会(以下「当協会」という)が、神奈川県下の既存又は新築のマンションについて、防犯上の脆弱部分を抽出し、その対策を指導、助言する事により、「神奈川県犯罪の無い安全・安心まちづくり」の推進に寄与する事を目的として、神奈川県警察の公認を得て行う防犯診断・認定事業の運用事項を定めたものである。

(事業概要)

第2条 防犯診断は以下の3コースに区分する。

- 1、Aコース : 当協会が別途定める「総合カルテ」の審査項目を全てクリアしている事の確認を行い、全て満足している場合は当協会から「防犯に優れたマンション」としての認定証と認定プレート(標準書式 22-4)を交付する。
Bコースの診断により指摘を受けた不適合箇所の対策案を添えてのAコース診断申請も認められる。
- 2、Bコース : 総合カルテに則り、カルテの全項目を忠実に診断するもので、申請者には診断結果報告書(標準書式 22-3)が発行される。報告書には不適合項目がある場合はその対策と助言を附している。
- 3、Cコース : マンションで抱える防犯上の問題について、現場で防犯診断依頼者に対して口頭で対策の指導、助言を行う。新築の設計段階図面診断も行います。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション: 既に竣工した或いは設計・竣工途上にある鉄筋コンクリート造り、鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りの共同住宅をいい、当該建築物の附属設備を含み、分譲、賃貸を問わない。
- (2) 診断員 : 当協会の会員で、協会が認定する「防犯診断員登録証」を携帯する者をいう。
- (3) 被認定者: Aコースの防犯モデルマンションの認定を受けた者及び当該マンションの権利を継承したマンションの所有者

第2章 申請

(申請手続き)

第4条 防犯診断を受けるためには、次に掲げる者を「申請者」として申請する。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第16号に規定する建築主及び当該建築主から委託を受けた者
 - (2) マンションの所有者又はオーナー
 - (3) 管理者、管理組合法人又は区分所有者の合意を得た代表者
- 2 申請者は、「マンションの防犯診断員派遣依頼書」(標準書式 22-1)の選択コースにチェックを入れた依頼書を当協会事務局に提出しなければならない。

第3章 診断

(診断員の指名)

- 第5条 前条第2項の防犯診断員派遣依頼書を当協会が受理した段階で、当協会事務局はBコース、Cコースにおいては協会登録の診断員の中から1人以上指名し、申請者に「防犯診断員派遣通知書」(標準書式 22-2)を発行する。
- 2 診断員が本制度に定める診断を行う場合は、当協会発行の「診断員登録証」を携行し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(Cコース診断)

- 第6条 診断員は現場に赴き、依頼者からマンションの抱える問題点の説明を受け、当該箇所を順次診断し防犯対策のアドバイスを口頭で依頼者に伝える。この場合、診断料は無料とするが診断報告書の発行や報告会への出席を希望する場合は防犯診断員派遣依頼書にその旨を事前に申告し、附表Ⅱに定める手数料を納付しなければならない。設計段階の診断も同様の扱いとする。

(Bコース診断)

- 第7条 診断員は、当該依頼案件について、総合カルテに則り忠実に評価する。
- 診断後、申請者に対して協会事務局を通じて総合カルテ(コピー)を添付した診断報告書(標準書式 22-3)を発行する。この中で診断員は不適合箇所について、対策のアドバイスや助言などを行う。

(Aコース診断)

- 第8条 申請者がAコース診断を希望し、派遣依頼書(標準書式 22-1)が発行された場合、診断員はBコースの不適合箇所を再診断し、その結果を診断報告書(標準書式 22-3)により、認定委員会に報告し、承認を得なければならない。

第4章 Aコース

(認定委員会)

- 第9条 「防犯に優れたマンション」の認定は理事で構成する認定会議において判定する。
- 2 認定委員会の委員長は理事長または委員会で指名された理事が務める。
 - 3 当該案件の診断員は認定委員会委員として必ず出席しなければならない。

(定数及び議決)

第 10 条 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議決は、出席委員の2/3の賛成でこれを決する。

(総合カルテの作成及び公表)

第 11 条 当協会は、防犯診断の総合カルテを作成し、又は見直したときは、その内容を公表するものとする。

2 前項の総合カルテは、Aコースの「防犯に優れたマンション」として認定するために必要な防犯性能を有するものとして、適合しなければならない事項(必須項目)を示す。

(Aコースの認定更新)

第 12 条 認定有効期間は5年とし、更新を希望する場合は派遣依頼書(標準書式 22-1)を発行し、更新診断を受けなければならない。

(公開)

第 13 条 「防犯に優れたマンション」としてAコースの認定を受けた物件については、被認定者が公表を望まない特段の理由がある場合を除き、当該マンションの名称、所在地、認定番号、有効期間等を当協会のホームページに掲載して公表するものとする。

(被認定者の遵守義務)

第 14 条 被認定者は、当該マンションの総合カルテの維持管理に努めると共に交付された認定証を適正に保管・管理しなければならない。

(物件の変更)

第 15 条 被認定者は、認定の有効期間中において、被認定者の交替及び総合カルテに係る変更事項等が発生した場合には、速やかに当協会事務局にその旨を連絡しなければならない。

(変更確認)

第 16 条 当協会は連絡を受けて、原則として現場に診断員を派遣し認定継続か取消しかの判断を行う。判断結果は被認定者に事務局から連絡する。

(認定の取消し)

第 17 条 当協会は、次に掲げる事由が発生した場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 被認定者が認定の取消しを申し出たとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
- (3) 火災、震災等による当該マンションが滅失したとき。
- (4) 総合カルテの必須項目に適合しなくなったとき。

(認定取消しの通知)

第 18 条 前条の規定により認定を取り消したときは、当協会は、被認定者に対し、その旨を文書により通知するものとする。同時に当協会のホームページ掲載欄に取消の記載をする。

2 前項に規定する認定取消を受けた被認定者は、交付を受けた認定証及び認定プレートを責任を持って廃棄しなければならない。

(認定の効果)

第 19 条 本事業は、犯罪の発生しにくい一定の防犯性能を有する建物の普及により犯罪の抑止に資することが目的であって、認定を受けたマンションにおいて犯罪が発生しないことを保証するものではなく、当協会は認定当該マンションにおいて犯罪が発生した場合の賠償責任は一切負わないものとする。

第5章 雑則

(標準処理期間等)

第 20 条 マンションの防犯診断員派遣依頼書を当協会が受理してから当協会が申請者に対し、当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(以下「標準処理期間」という)については、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 認定診断 45 日間

(2) 更新診断 30 日間

2 前項の標準処理期間は、申請の処理に要する期間の目安とするものであり、申請者が当該標準処理期間内に、申請に対する当協会からの応答を受けることを保証するものではない。

(診断手数料など)

第 21 条 マンションの診断及び更新診断の申請に係る手数料などの徴収については、申請者から、実費の範囲内においてその額を徴収することを、「附表Ⅱ」に定める。

(守秘義務)

第 22 条 本件に係る認定業務にかかわった者は、関連業務に関して知り得た情報について、漏えい、滅失及び毀損を防止するとともに、業務以外の目的での複製、転送、掲載利用等をしてはならない。

(保管文書と保存期間)

第 23 条 当協会が保管しなければならない文書及びその保存期間は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 定形書類1式 6年

(2) 当該物件の総合カルテ 6年

附 則

この規程は、平成26年3月3日から施行する。

この規程は、令和 元年11月27日から施行する。

この規程は、令和 7年7月1日から施行する。

附表 I

＜ 運用に関わる書式一覧 ＞

| | 様 式 | 書式名 | 発行区分 | 補 足 |
|---|-----------|-------------------|------|-------------|
| 1 | 標準書式 22-1 | マンションの防犯診断員派遣依頼書 | 申請者 | 防犯診断運用要領に添付 |
| 2 | 標準書式 22-2 | 防犯診断員派遣通知書 | 協 会 | 防犯診断運用要領に添付 |
| 3 | 標準書式 22-3 | 防犯診断報告書 | 協 会 | 防犯診断運用要領に添付 |
| 4 | 標準書式 22-4 | 認定証及び認定プレート(イメージ) | 協 会 | 防犯診断運用要領に添付 |
| 5 | | 防犯診断用「総合カルテ」 | 協 会 | 協会ホームページに掲載 |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |

附表 II

診断手数料など (1棟あたり;税込み)

| | 内 訳 | 診断手数料・経費 |
|---|-------------------------|----------|
| 1 | 防犯診断 Cコース | 無料 |
| | 防犯診断 Cコース／報告書発行・報告会参加など | 各11,000円 |
| 2 | 総合診断 Bコース／報告書発行を含む | 27,500円 |
| 3 | 総合診断 Aコース／認定証、プレート含む | 88,000円 |
| 4 | Aコース更新診断 /認定証、プレート含む | 60,500円 |

注1, 棟の規模、大小は問わない

注2, 診断手数料は消費税(10%)を含みます

令和 年 月 日

様

NPO法人神奈川県防犯セキュリティ協会

マンションの防犯診断員派遣通知書

先にお申込頂きました防犯診断員の派遣につきまして、次の通り回答致します。

次の日程で診断員を派遣致します。

| | |
|-------|---------------|
| 受付番号 | 令和 年度 第 号 |
| 派遣日時 | 令和 年 月 日(曜日) |
| | 時 から |
| 診断コース | コース |
| 診断員氏名 | |
| 派遣場所 | 神奈川県 |

【お願い】

- 1、有料診断コースを選択した場合は、所定の手数料を防犯診断終了後から10日間以内に下記口座にお振込みください。(大変申し訳御座いませんが振込み手数料はご負担願います)
みずほ銀行 横浜東口支店 普通口座 2005841
口座名義人 特定非営利活動法人神奈川県防犯セキュリティ協会
- 2、派遣当日は、申請者又は責任のある方の立会いをお願い致します。

次の理由により診断員の派遣は致しません。

| | |
|-----|--|
| 理 由 | |
|-----|--|

【問い合わせ先】 NPO法人神奈川県防犯セキュリティ協会 事務局

電話:045-263-8497/FAX:045-263-8498

マンションの防犯診断報告書

申請者／様

| | | |
|-----------------------|---|------------------|
| 依頼物件の概要 | 依頼日・管理番号 | 令和 年 月 日 神防協 No, |
| | マンション名 | □新築 □既存 |
| | 所在地 | 神奈川県 |
| | 構造・規模 | 造、地上 階、地下 階 |
| | 法定延床面積・総戸数 | m ² 戸 |
| | 竣工年月 | 昭和・平成・令和 年 月 |
| 防犯診断コース (チェックを入れる) | <input type="checkbox"/> Bコース <input type="checkbox"/> Cコース <input type="checkbox"/> Aコース <input type="checkbox"/> Aコース／更新診断 | |
| 診断実施日 | 令和 年 月 日 時 分～ 時 分 | |
| 診断結果確認 | (診断員名) 令和 年 月 日 | |
| | (認定委員会) 令和 年 月 日 | |

1、診断結果総括

2、不適合内容(詳細は別紙報告書を参照ください)

- ①、
- ②、
- ③、
- ④、

添付資料： 診断表「総合カルテ」 (コピー)

じんぼうきょう

神防協

神防協推奨 No.020

防犯に優れたマンション認定証

申請者 : (株) キャプサック
防犯 太郎 様

マンション名 : キャプサック横浜 1 号館

所在地 : 横浜市西区高島 2 丁目 1 番

有効期間 : 令和 6 年 1 1 月 2 6 日

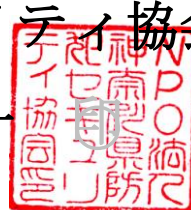
上記物件は防犯診断の結果、当協会の定める評価基準を満足している事を確認しましたので防犯に優れたマンションとして認定します。

令和元年 11 月 27 日

特定非営利活動法人

神奈川県防犯セキュリティ協会

理事長 齊藤 賞一



公認 神奈川県警察

<外形寸法 B4サイズ>

防犯に優れた

CP マンション
crime prevention

キャプサック横浜1号館

認定番号：0003 認定期限：令和6年11月26日

認定機関

NPO法人 神奈川県防犯セキュリティ協会

公認 神奈川県警察